

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が日曜日のときは、翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇公 告 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
狩猟者講習会の実施

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一第百六十五号の三中「二百五十円」を「四百円」に、「五百円」を「七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中(55)を(56)とし、(19)から(54)までを一ずつ繰り下げ、(18)の次に(19)として次のように加える。

- (19) 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十五条第二項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和43年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和43年8月20日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和41年度又は昭和42年度の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習修了証明書を有するものは除く。

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和40年度から昭和42年度までで乙種又は丙種の狩猟免許を1回以上受けた者、甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和40年度から昭和42年度までで甲種の狩猟免許を1回以上受けた者）と初心者課程（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月10日 9時から	日野郡日野町根雨(高会議室) 日野地方農林振興局	日野郡の区域内に住所を有する者
9月12日 "	米子市穂町 米子地方農林振興局 "	米子市、境港市及び西伯郡の区域内に住所を有する者
9月17日 "	八頭郡那智郡家 八頭地方農林振興局 "	八頭郡の区域内に住所を有する者
9月18日 "	鳥取市東町 県 庁 講 堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に住所を有する者
9月25日 "	倉吉市蔵城町 倉吉地方農林振興局会議室	倉吉市及び東伯郡の区域内に住所を有する者
10月15日 "	"	格となつた者並びに前記の日時及び場所における講習会で受講できなかった者
11月7日 "	鳥取市東町 県 庁 講 堂	"

初心者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月10日 12時から	日野郡日野町根雨 日野地方農林振興局会議室	日野郡の区域内に住所を有する者
9月12日 "	米子市穂町 米子地方農林振興局 "	米子市、境港市及び西伯郡の区域内に住所を有する者
9月17日 "	八頭郡那智郡家 八頭地方農林振興局 "	八頭郡の区域内に住所を有する者
9月18日 "	鳥取市東町 県 庁 講 堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に住所を有する者

9月25日 "	倉吉市蔵城町 倉吉地方農林振興局会議室	倉吉市及び東伯郡の区域内に住所を有する者
10月15日 "	"	格となつた者並びに前記の日時及び場所における講習会で受講できなかった者
11月7日 "	鳥取市東町 県 庁 講 堂	"

4 講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
- (2) 狩猟鳥獣の判別
- (3) 猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は3時間、初心者課程は6時間とする。

6 考査

経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続き講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程400円、初心者課程700円）に相当する鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の10日前までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

8 携行品

- (1) 受講申込書と引きかえに配付したテキスト
- (2) 筆記用具